会員ならびに地域企業、地域にお住まいの皆様へ

寄附金のご協力のお願い

寄附金は個人・法人を問わず、どなたでもしていただけます

◆ 寄附金は日本橋法人会の公益目的事業に使わせていただきます

- 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業
- 地域企業の健全な発展を目的とする事業
- 地域社会への貢献を目的とする事業

租税教育活動
租税教室

税に関する
絵はがきコンクール

税務研修会
実践セミナー

税を考える週間
街頭 PR 活動

◆ 日本橋法人会への寄附金は税制上の優遇措置が受けられます

- 個人の方のご寄附の場合は所得控除が、法人企業のご寄付は通常の一般寄附金とは別枠として損金算入が認められます。

公益社団法人日本橋法人会
「公益目的事業のための寄附金」ご協力のお願い

平素より当会事業に深いご理解と多大なるご協力を賜り誠に有難く、厚く御礼申し上げます。

さて日本橋法人会は、平成24年4月1日に公益社団法人に移行し、税務知識の普及、地域企業の発展、地域社会への貢献を柱とした公益目的事業を展開しています。今後これらの事業をさらに充実、拡大を図るためには、多くの皆様のご支援･ご協力が必要となってまいりました。

皆様におかれましては、本会の事業活動にご賛同をいただき、是非ご寄附をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

皆様からいただく寄附金につきましては、本会の「公益目的事業」に充当させていただき、有効かつ適切に管理し、使用させていただきます。

2019 年 4 月 1 日

公益社団法人　日本橋法人会
会　長　　三田　芳裕

寄附金お申込みは、裏面の「寄附申込書」に必要事項をご記入の上
本会「事務局」まで郵送又はファックスでお送りください。

公益社団法人日本橋法人会「公益目的事業のための寄附金申込書」

寄附金の名称	「公益目的事業のための寄附金」（一般寄附金）
寄附金のお申込み	寄附金お申込みは、ご面倒ですが下記の「寄附申込書」に必要事項をご記入の上、本会「事務局」まで郵送又はファックスでお送りください。
領収書の郵送	寄附金が入金されたことを確認した後「寄附金受領証明書」（領収書）を郵送いたします。本寄附は、寄附金控除の対象となりますので、確定申告時まで大切に保管してください。
税法上の優遇措置	寄附金は「特定公益増進法人に対する寄附金」として取り扱われます。（所得税法 第 78 条及び法人税法第 37 条第 4 項）

※ 本会は東京都より「公益社団法人」として認定を受けておりますので、本会への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。

日本橋法人会　一般寄附申込書

年　　月　　日

公益社団法人　日本橋法人会
会長　三田　芳裕　様

次の額の寄附金を申し込みます

寄付金額　　口　　円（一口1万円、一口以上）

◎【個人の申し込み】・【法人の申し込み】いずれかにご記入願います。

個人	フリガナ	
	お名前	
	ご住所	〒
	電話番号	
法人	フリガナ	
	法人名	
	代表者名	
	担当者名	（役職）　　（お名前）
	電話番号	
	ご住所	〒

振込先
銀 行 名：みずほ銀行　小舟町支店
口座番号：当座 0019738
口 座 名：公益社団法人日本橋法人会
※お振込み手数料はご負担願います。
お振り込み予定日：　　年　月　日

お申し込み先
〒103-0014
東京都中央区日本橋蛎殻町 1-10-7 蛎殻町ビル
FAX：03-3663-3307
お問い合わせ
TEL：日本橋法人会事務局　03-3667-1736